

## 平成27年度第1回真室川町総合教育会議 会議録

平成27年6月16日(火) 午前8時30分より、真室川町役場3階会議室において平成27年度第1回真室川町総合教育会議を開催した。

- |           |             |           |
|-----------|-------------|-----------|
| 1. 出席者    | 町長          | 井上 薫      |
|           | 教育委員長       | 土田 稔      |
|           | 教育委員長職務代理   | 遠田 且子     |
|           | 教育委員        | 沓澤 力      |
|           | 教育長         | 新田 隆治     |
| 2. 事務局出席者 | 教育課長        | 八畝 重一     |
|           | 指導主幹        | 内和 通 (進行) |
|           | 総務管理・学校教育担当 |           |
|           | 課長補佐        | 佐藤 洋子     |

### 3. 協議事項

- (1) 真室川町総合教育会議運営要綱について
- (2) 真室川町教育大綱の策定について
- (3) 総合教育会議の開催スケジュールについて

### 4. 内容

進 行 只今より、平成27年度第1回真室川町総合教育会議を始めさせていただきます。まず初めに町長よりご挨拶をいただきます。

町 長 制度改正により、総合教育会議の場で今後の対応も含めて協議していくこととなりましたのでよろしくお願いいたします。

これまでは教育行政に関しては教育委員会中心に実施いただいておりますが、町長部局の方でも、教育に関しまして多様な面で関わってまいりましたが、これからは、今まで以上に教育委員会と意思疎通を図り連携していかなければならないと思っています。

特別支援教育についても制度が改正され、支援が必要なお子さんの就学については、就学後の学習や生活をきっちりと見据えて、総合的に就学先を判断することが求められていると聞いておりますし、また、受け入れる小中学校においても専門的な知識と個々に応じた対応が必要となるため、教職員の先生方もご苦労されているなど感じております。

当町は小学校が3校、中学校が1校になり、学校統合については落ち着いたものと思っておりましたが、北部小学校区の人口減が著しく、北部小学校では複式学級編成が余儀なくされ、国では更に統合という話も出ておるようです。町としては、現在の小学校3校という状況が一番

良いと思っておりますが、複式学級を解消するために更に統合する必要があるのかどうかということも含めて今後検討しなければならないと感じております。

人口減については、県や市町村においても対策を立ててきたところではありますが、今後も地域社会全体を把握しながら検討する必要がある、教育力をいかに深めていくかが求められていると感じておりますので、教育委員の皆さんと力を合わせながら今後進めて参りたいのでよろしく申し上げます。

進 行 続きます、教育委員長よりご挨拶をいただきます。

委 員 長 教育委員の方では、かねてから町長との意見交換を望んでおりましたが、なかなか実現できませんでした。今回の制度改革により総合教育会議が創設されたことは感激すべきことであると感じております。

町長から話がありましたとおり、教育委員会ばかりではなく各分野で連携していかなければ子どもたちの育ちが難しくなってきたと感じております。特に国をあげて地域社会全体で子どもを支えていく、育てていくという気風にもなってきたので総合教育会議は、有意義な会議であると思っております。

今後、協議を行いながら、町の教育環境を整えていくことができれば良いと感じております。

今日は初回の会議でありますのでよろしくお願いいたします。

進 行 それでは協議に入ります。要綱が承認され町長が議長に就かれるまで、座長として進行お願いいたします。

町 長 それでは暫時の間よろしくお願いいたします。

1号協議案真室川町総合教育会議運営要綱について、事務局より説明をお願いします。

教育課長 資料1をご覧ください。

制度改革についての確認ということで地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律で大綱の策定が求められたことと、総合教育会議の設置が新たに求められたことに基づいて本町においても総合教育会議の設置及び大綱の策定をすることが必要だということをご確認下さい。

続きます、資料の5-2をご覧ください。法律改正の概要ということで経過措置について説明いたします。

本町においては、現教育長の任期限まで旧制度のまま進むという取り扱いとなっております。主な制度改革のポイントとしましては、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置されるということ。また、すべての地方公共団体に総合教育会議を設置し、首長が招集し、会議は原則公開、構成員については首長と教育委員会、大綱の策定、施策、児童

生徒の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置について協議及び調整することが本会議の目的となっております。

真室川町総合教育会議運営要綱案について主要な点をご説明申し上げます。第3条会議は町長が招集する。第4条意見の聴収ということですが、基本的には町長と教育委員により協議するものの、必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議に関する意見を聴くことができるとの規定であります。第6条会議は原則公開となります。第7条議事録については遅滞なく作成し、公表するものとするということで方法についてはホームページを予定しております。第9条会議の傍聴については、真室川町教育委員会会議傍聴人規則を準用、第10条会議の庶務については、教育委員会事務局が行うという案であります。

町長 ただいまの説明について何かご意見はありませんか。

教育長 議事録は、ホームページでの公開ということですが、ホームページに加え、町広報で公開ということではいかがでしょうか。今回は法律制度の改正等も含め、町広報のゆめきら通信に要約した形で周知してはいかがでしょうか。

町長 他に意見はありませんか。

一同 ない。

町長 よろしいでしょうか。それではこの内容で進めて参ります。

一同 はい。

町長 続きます。2号協議案真室川町教育大綱の策定について説明お願いいたします。

教育課長 大綱策定の根拠につきましては、前段で説明させていただいておりますが、2号協議案については、大綱策定の方向性についてご検討いただきたい旨の提案であります。

資料3をご覧ください。大綱策定の趣旨ということですが、国の教育振興基本計画を参酌し、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであります。すでに教育振興計画を定めている場合は、その計画を大綱に代えることが総合教育会議で承認された場合については別途策定する必要はないとされておりますが、本町では教育振興計画を策定しておりませんので、新たに大綱を定めるということになります。なお、大綱の内容、策定の期限、計画の対象期間については、法律では定められておりませんので会議の判断にゆだねられることになっております。

国の教育振興基本計画、県の教育振興計画、県の教育大綱がすでに策定されていること、また、第5次真室川町総合計画を参酌し、教育大綱

を定める必要があること、策定期間については町の総合計画後期基本計画が平成28年度からスタートすることから、今年度中に策定するということがいかがでしょうか。対象期間といたしましては、国では首長の任期が4年であること、国の教育振興基本計画が5年であることに鑑み4～5年程度と想定しております。当町におきましては町総合計画後期基本計画の計画期間と合わせ、5年としていかがでしょうか。

お手元に教育大綱の関係体系図を配付しておりますのでご覧ください。先ほど説明させていただいた内容を表にしております。町としましては総合計画後期基本計画が平成28年度からスタートいたします。5年を設定した基本的な方針を定めるという内容となっておりますので、総合計画に準じて策定し、現在、未策定となっております町の教育振興基本計画の趣旨も兼ねて大綱という位置付けにはいかがでしょうか。また、就学前教育関係事業につきましては現在、子ども・子育て支援事業計画がありますが、サービスの供給体制的な内容のものとなっておりますので、それに加えて就学前教育に視点を当てた就学前教育推進計画（仮称）を大綱の策定に併せ策定予定であります。

学校教育関係の計画に関しましては、これまで町総合計画と毎年作成しています真室川の教育の指針の2つでしたが、教育大綱の実施計画と位置づける計画が必要となりますので現行の梅の里チャレンジプランを抜本的に改訂し、学校教育推進計画（仮称）を実施計画として策定していきたいと考えております。

社会教育につきましては、5年スパンを持った基本計画の生涯学習基本構想が平成29年度に改訂となります。こちらにつきましても大綱の趣旨に併せて28年度中の改訂を予定してはいかがかと考えております。また、「真室川の教育の指針」として示しているものについては、単年度の重点事項を中心に整理し直して「真室川教育の重点」として改訂してはいかがかと考えております。関連する個別の事業計画としまして、今年度中に「学力向上プラン」と「こども読書推進計画」も併せて策定予定としております。

町長 意見等を伺う前に関連しております3号協議案総合教育会議の開催スケジュールについて続けて説明願います。

教育課長 総合教育会議の開催スケジュールについて説明申し上げます。  
資料4をご覧ください。

第1回総合教育会議といたしまして本日開催しておりますが、総合教育会議の運営及び大綱の策定方針についてご協議いただき、10月に原案の協議、1月に大綱の確定という案であります。大綱策定以外の案件につきましては、必要に応じ、協議事項に加え、緊急な場合につきましては臨時開催を行うという案であります。以上です。

町 長 只今の説明に対しまして皆さんから意見や質問がありましたらお願いいたします。

委員 長 資料3の策定体制の確認と仮称の就学前教育推進計画は子ども・子育て支援事業計画を組み替えるのか、新たに策定するのかどうかを伺いたい。

教育課長 まず仮称の就学前教育推進計画につきましては、既存の子ども・子育て支援事業計画とは別途策定いたします。主に幼児教育に視点を当てた計画であり、学校教育推進計画の幼児版という趣旨のものを予定したいと考えております。

また、大綱の策定体制ですが、町の総合計画の後期計画の見直しが今年度中の策定にあわせて予定され、幹事会及び外部有識者会議等で取り込まれる計画となっております。その原案につきましては、事務局内で検討作成し、教育委員の皆様へ情報提供し、ご意見をいただきながら、町の総合計画と齟齬が生じないように進めて参りたいと考えております。

スケジュールでは総合教育会議は次回10月に予定しておりますが、その前段に町の策定関係会議の進行状況に併せて教育委員の皆様と協議していきたいと考えております。

町 長 今回の説明の内容でよろしいですか。

委員 長 町の総合計画を策定する担当である総務課との摺合せを行わなくて良いのか。総合教育会議運営要綱の第4条に必要があると認めるときは、関係者から当該協議に関する意見を聴くことができると定められてはおりますが構成員には含まれていませんので、総合教育会議で協議された内容が町の総合計画に反映されるのか、教育委員会事務局で素案を作成し、協議し、総合教育会議に提案するルートだけで良いのかと疑問に感じます。

教育課長 総合計画に関しましても策定者は町長となっておりますので、前段の計画のすり合わせについては、町当局と摺合せを行うとともに教育委員の皆様へ意見をいただきながら調整しながら進めていき、最終的に町長を含めて確認をしていただくのがこの総合教育会議の場という位置付けとなっております。

教育 長 委員長が言われていることは、全てが教育委員会ということで、話されている内容、ニュアンス等の審議経過が総合計画を策定する主管課の総務課担当に伝わらないのではないかと懸念している。ニュアンスを総務課担当に理解していただきたいと思っている。

文面だけの策定になることが危惧されるので、意見交換の機会を作るということが必要となってくるのではないかと懸念している。

委員 長 その通りである。

教育課長 案としまして次回の総合教育会議に議案の内容、進捗状況によります

が、関係者という立場として総務課の担当に同席をしていただくということではいかがでしょうか。

町長 その必要はないのではないかと。総合教育会議で決められたことは、町の総合計画に沿った内容となる。

委員長 教育委員会で協議を行う際に総務課の担当に出席してもらうことではどうか。

町長 総合教育会議の場で協議され、決定したことは総合計画に盛り込まれる。他の課もそうだ。予算は各課から聞き取りを行う必要があるが、課で決められた内容が総合計画となるので出席の必要は無いと考える。

沓澤委員 教育委員会だけで決めた内容ではなく、総合計画を策定する町部局との摺合せをした方が良いのではないかと。

職務代理者 教育は教育委員会だけの担当分野ではなく、人づくりや町づくりにリンクしていることなので、町全体で取り組んでいかなければならないことだと考えます。

学力向上が課題だと言われています。教育委員会で学力向上対策を中心となって実施することは当たり前のことですが、町を挙げての教育運動のような形にならないと空気が変わっていかないのではないかとずっと思っていました。教育委員会からの提案というだけでは、町全体の課題として伝わらないのではないのでしょうか。総合教育会議で協議された内容等を全ての関係課に浸透させ、全町民に知っていただき、町全体で取り組む空気を作るためには、他課でも事業を計画する際に連携しながら実施していくことが必要ではないかと感じています。

一つのテーマを関係者全体で取り組んでいくという手法を強く打ち出させていただくよう町長にお願いしたいですし、教育委員会として町長に施策の必要性について十分に理解していただくことが一番大事だと思っています。

町長 今までも町の事業等については、教育委員会や他課から提案を基に実施してきている。良い事業内容のものについても、すぐに実施できるものもあれば予算を要し年次計画で進めるものもあるので、関係課との協議の中で決めている。

教育長 総合計画との摺合せということもありますので、会議の公開の対応をしっかりとやるということではいかがでしょうか。

町長 みなさんいかがでしょうか。

委員長 (同意)

教育長 教育大綱の関係体系図の下段に関連計画ということで個別計画が記載されているのはなぜか。

教育課長 平成27年度当初において計画の必要性が高く、かつ早急に作成する必要があるものとして従前より説明させていただいておりますが、当町

での緊急的な課題として学力向上プランの策定、生涯教育分野について努力義務ということで求められておりますことも読書推進計画は、今年度中に策定するよという指導もあったことからあげさせていただいております。

教育長 これから想定される数ある中の計画等で平成27年度中に策定する必要のあるものを記載しているということか。

教育課長 はい。

町長他に質疑が無いようでしたら、2号協議案真室川町教育大綱の策定について3号協議案総合教育会議の開催スケジュールについて承認することよろしいでしょうか

一同 はい。

町長他に何かありますか。

一同 ありません。

町長無いとすれば協議を終了してよろしいですか。

一同 はい。

町長それでは協議を終了いたします。ありがとうございました。